

# 第1回 横浜市造成宅地等災害防止対策検討委員会

## 次 第

平成26年6月9日（月）午前10時00分～12時00分

於：横浜新関内ビル11階会議室

- 1 開会
- 2 建築局長あいさつ
- 3 委員への委嘱状の交付
- 4 委員会について（説明）
- 5 委員あいさつ（自己紹介）
  - ・稲垣 秀輝 委員 ・石川 芳治 委員 ・太田 秀樹 委員
  - ・二木 幹夫 委員 ・谷 和夫 委員 ・海老原佐江子委員
- 6 委員長選任
- 7 審議
  - (1) がけ地総合対策事業について
    - ア がけ地総合対策事業の概要
    - イ 平成25年度がけ地総合対策調査業務委託の報告
  - (2) 宅地耐震化推進事業について
    - ア 宅地耐震化推進事業の概要
    - イ 平成24年度及び平成25年度に実施した第二次スクリーニング計画策定業務について
    - ウ 第二次スクリーニングの手法について（平成27年度以降実施予定）
- 8 事務連絡
- 9 閉会

【次回開催】平成26年9月予定

# 第1回 横浜市造成宅地等災害防止対策検討委員会

## 配布資料一覧

- 資料－1 横浜市造成宅地等災害防止対策検討委員会について
- 資料－2 横浜市造成宅地等災害防止対策検討委員会条例（平成26年4月1日施行）
- 資料－3 横浜市造成宅地等災害防止対策検討委員会運営要綱
- 資料－4 横浜市造成宅地等災害防止対策検討委員会の公開／非公開について
- 資料－5 がけ地総合対策事業について（平成26年度事業の報告）
- 資料－6 平成25年度がけ地総合対策調査業務委託 報告書概要
- 資料－7 安全・安心なまちづくりのために（出典：国土交通省）
- 資料－8 全国の変動予測調査の実施状況及び調査結果の公表状況（出典：国土交通省）
- 資料－9 横浜市における宅地耐震化推進事業の取り組みについて
- 資料－10 横浜市大規模盛土造成地の状況調査図
- 資料－11 第一次スクリーニング調査結果の分析業務委託（平成24年度業務）報告書概要版
- 資料－12 平成25年度 大規模盛土造成地変動予測調査第二次スクリーニング計画策定業務委託 報告書概要版
- 資料－13 宅地耐震化推進事業第2次スクリーニングについて

## 横浜市造成宅地等災害防止対策検討委員会について

### □ 設置目的

横浜市における宅地開発行政の一層の充実並びにがけ地及び既存擁壁の防災対策の促進を図るため、市長の附属機関として設置します。

### □ 設置根拠等

- (1) 横浜市造成宅地等災害防止対策検討委員会条例 ……《資料－2》
- (2) 横浜市造成宅地等災害防止対策検討委員会運営要綱 ……《資料－3》

### □ 対象事業

- (1) 宅地耐震化推進事業
- (2) がけ地総合対策調査事業

### □ 委員（役職等）……五十音順、敬称略

石川芳治（東京農工大学大学院教授：砂防学）

稲垣秀輝（株式会社環境地質 代表取締役社長：地盤工学）

海老原佐江子（A.佐川法律事務所：法律）

太田秀樹（中央大学教授：地盤工学）

谷 和夫（独立行政法人防災科学技術研究所 研究員：地質学）

二木幹夫（一般財団法人ベターリビング 所長：建築・土木構造）

### □ 委員任期

3年（平成26年6月9日から平成29年6月8日まで）

### □ 開催スケジュール

年3回開催

### □ 平成26年度のスケジュール

#### 【第1回】

- (1) がけ地総合対策事業について
  - ア がけ地総合対策事業の概要
  - イ 平成25年度がけ地総合対策調査業務委託の報告
- (2) 宅地耐震化推進事業について
  - ア 宅地耐震化推進事業の概要
  - イ 平成24年度及び平成25年度に実施した第二次スクリーニング計画策定業務について
  - ウ 第二次スクリーニングの手法について（平成27年度以降実施予定）

**【第2回】**

- ・(中間報告) 簡易地質調査の結果及び想定安全率の補正について
- ・第二次スクリーニング計画及び調査結果の公表の是非について
- ・第二次スクリーニング(今後実施)結果の公表の是非について
- ・横浜市宅地耐震化推進事業手順書(案)について
- ・その他前回の保留事項等

**【第3回】**

- ・第二次スクリーニング実施計画(案)について
- ・その他前回の保留事項等
- ・平成27年度の予定について

横浜市造成宅地等災害防止対策検討委員会条例をここに公布する

平成 26 年 2 月 25 日

横浜市長 林 文子

横浜市条例第 5 号

横浜市造成宅地等災害防止対策検討委員会条例

(設置)

第 1 条 横浜市内の造成宅地（宅地造成等規制法（昭和 36 年法律第 191 号。以下「法」という。）第 2 条第 7 号に規定する造成宅地をいう。以下同じ。）、崖等における災害（法第 2 条第 3 号に規定する災害をいう。以下同じ。）を防止するための対策を促進するため、市長の附属機関として、横浜市造成宅地等災害防止対策検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、市長の諮問に応じて、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について調査審議し、答申し、又は意見を具申する。

- (1) 法第 3 条第 1 項に規定する宅地造成工事規制区域及び法第 20 条第 1 項に規定する造成宅地防災区域の指定等に関する事
- (2) 法第 9 条第 1 項に規定する宅地造成に関する工事の技術的基準に関する事
- (3) 法第 16 条第 2 項の規定による勧告に関する事
- (4) 法第 17 条第 1 項及び第 2 項並びに第 22 条第 1 項及び第 2 項の規定による命令に関する事
- (5) 宅地造成（法第 2 条第 2 号に規定する宅地造成をいう。）に伴う災害を防止するための工事の方法に関する事
- (6) 崖及び擁壁の崩壊の危険性の評価に関する事
- (7) 崖及び擁壁の崩壊を防止するための工事（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 12 条第 1 項に規定する急傾斜地崩壊防止工事を除く。）の方法に関する事
- (8) その他造成宅地、崖等における災害を防止するための対策に関し市長が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 12 人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから市長が任命する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第5条 市長は、委員会に特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が必要と認める者のうちから市長が任命する。

3 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときまでとする。

(委員長)

第6条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長が選出されていないときは、市長が行う。

2 委員会は、委員(特別の事項を調査審議する場合にあっては、そのために置かれた臨時委員を含む。次項において同じ。)の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(部会)

第8条 委員会に、部会を置くことができる。

2 部会は、委員長が指名する委員又は臨時委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、委員長が指名する。

4 第6条第3項及び第4項の規定は部会長の職務について、前条(第1項ただし書を除く。)の規定は部会の会議について、それぞれ準用する。この場合において、第6条第3項及び第4項並びに前条第1項本文及び第3項中「委員長」とあるのは「部会長」と、第6条第3項及び前条中「委員会」とあるのは「部会」と、第6条第4項及び前条第3項中「委員」とあるのは「部会の委員」と、同条第2項中「委員(特別の事項を調査審議する場合にあっては、そのために置かれた」とあるのは「部会の委員(当該部会に委員長に指名された臨時委員がある場合にあっては、その」と読み替えるものとする。

(関係者の出席等)

第9条 委員長又は部会長は、それぞれ委員会又は部会において必

要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第10条 委員会の庶務は、建築局において処理する。

（委任）

第11条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

横浜市造成宅地等災害防止対策検討委員会条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成26年3月25日

横浜市長 林 文子

横浜市規則第14号

横浜市造成宅地等災害防止対策検討委員会条例の施行期  
日を定める規則

横浜市造成宅地等災害防止対策検討委員会条例（平成26年2月横  
浜市条例第5号）は平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



## 横浜市造成宅地等災害防止対策検討委員会運営要綱

制 定 平成 26 年 4 月 18 日 建宅審第 41 号（局長決裁）

## （趣旨）

第 1 条 この要綱は、横浜市造成宅地等災害防止対策検討委員会条例（平成 26 年 2 月横浜市条例第 5 号。以下「条例」という。）に基づき設置される、横浜市造成宅地等災害防止対策検討委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

## （担当事務）

第 2 条 委員会は、条例第 2 条に基づき、次の事項を担当する。

- (1) 宅地造成等規制法（昭和 36 年法律第 191 号。以下「法」という。）第 3 条第 1 項に規定する宅地造成工事規制区域及び法第 20 条第 1 項に規定する造成宅地防災区域の指定等に関すること。
- (2) 法第 9 条第 1 項に規定する宅地造成に関する工事の技術的基準に関すること。
- (3) 法第 16 条第 2 項の規定による勧告に関すること。
- (4) 法第 17 条第 1 項及び第 2 項並びに第 22 条第 1 項及び第 2 項の規定による命令に関すること。
- (5) 宅地造成（法第 2 条第 2 号に規定する宅地造成をいう。）に伴う災害を防止するための工事の方法に関すること。
- (6) 崖及び擁壁の崩壊の危険性の評価に関すること。
- (7) 崖及び擁壁の崩壊を防止するための工事（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 12 条第 1 項に規定する急傾斜地崩壊防止工事を除く。）の方法に関すること。
- (8) その他造成宅地（法第 2 条第 7 号に規定する造成宅地をいう。）、崖等における災害（法第 2 条第 3 号に規定する災害をいう。）を防止するための対策に関し市長が必要と認める事項

## （委員）

第 3 条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 学識経験者
  - (2) 弁護士
  - (3) その他市長が必要と認める者
- 2 委員の代理は、認めないものとする。
- 3 委員としてふさわしくない非行事由があったと市長が認める場合は、市長はその委員の職を解くものとする。

## （委員の責務）

第 4 条 委員は、第 2 条に掲げる職務を常に公正公平に行わなければならない。

- 2 委員は、委員会を通じて知り得た情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。ただし、横浜市が公表した情報については、この限りでない。

(部会)

第5条 特別に調査審議する事項がある場合は、条例第8条に基づき、委員会に部会を置く。

(会議の公開)

第6条 横浜市の有する情報の公開に関する条例(平成12年2月横浜市条例第1号)第31条の規定により、委員会の会議(部会の会議を含む。)については、一般に公開するものとする。ただし、委員会の決定があれば、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

(意見の聴取等)

第7条 委員長又は部会長は、委員会又は部会の会議の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、建築局宅地審査部宅地審査課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月18日から施行する。

## 横浜市造成宅地等災害防止対策検討委員会の公開／非公開について

横浜市造成宅地等災害防止対策検討委員会においては、二次スクリーニング計画に関する審議を予定していますが、二次スクリーニング計画は策定中の段階であり、審議、検討の場における発言内容は、検討がまだ十分でない段階での未成熟な情報です。

これが公になると、外部からの圧力により計画やその後の取組に不当な影響を受け、委員による率直な意見の交換が損なわれてしまうおそれや、市民の誤解や憶測を招き、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがあります。

よって、これらの情報は、横浜市情報公開条例第7条第2項第5号に規定する非開示情報に該当すると考えられるため、本委員会は非公開としたいと考えています。

### 横浜市情報公開条例

**第31条** 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第14条の規定に基づき設置する審議会等の附属機関（以下「附属機関」という。）の会議は、公開する。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

(1)他の法令等に特別の定めがある場合

**(2)非開示情報に該当する事項を審議する場合**

(3)会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が著しく阻害されると認められる場合で、附属機関の決定により、その会議の全部又は一部を公開しないこととした場合

【解釈（2）イ】（同条例の解釈・運用の手引き：市民局）

第2号は、附属機関が第7条第2項各号に規定する非開示情報に該当する事項を審議する場合は、当該会議を公開しないこととするものを定めるものである。

**第7条** 実施期間は、開示請求があったときは、開示請求者に対し、当該開示請求に係る行政文書を開示しなければならない。

2 実施期間は、前項の規定にかかわらず、開示請求に係る行政文書次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合は、当該行政文書を開示しないことができる。

(5) 市の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、**公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ**又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれのあるもの

【解釈（5）】（同上）

「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」とは、公にすることにより、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合を想定したもので、適正な意思決定手続の確保を保護利益とするものである。

例えば、審議、検討等の場における発言内容が公になると、発言者やその家族に対して危害が及ぶおそれがある場合や**行政機関内部の政策の検討がまだ十分でない情報が公になり、外部からの圧力により当該政策に不当な影響を受けるおそれがある場合**などをいう。

【解釈（6）】（同上）

「不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ」とは、**未成熟な情報や事実関係の確認が不十分な情報などを公にすることにより、市民の誤解や憶測を招き、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがある場合**をいう。適正な意思決定を行うことそのものを保護するのではなく、情報が公にされることによる市民への不当な影響が生じないようにする趣旨である。